

社会福祉法人沖縄県共同募金会定款

第1章 総 則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、沖縄県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- （1）共同募金に関する広報活動の実施と世論の醸成
- （2）受配者の範囲及び配分予定額の決定
- （3）募金目標額の決定
- （4）募金及び配分の実施並びに寄付金の管理
- （5）受配者に対する配分使途の監査
- （6）受配者指定寄付金の受入れ及び審査
- （7）中央共同募金会において議決した事項の実施
- （8）社会福祉協議会との連絡
- （9）民間社会福祉資金の総合的調整
- （10）その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人沖縄県共同募金会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1に置く。

第2章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員20名以上31名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議

員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、外部委員 3 名の合計 4 名で構成する。
- 3 評議員選任・解任委員会の委員の選任及び解任は、理事会において行う。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。
- 5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 2 名以上が賛成することを要する。
- 7 この定款に定めるもののほか、評議員選任・解任委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（評議員の任期）

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 50 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

（構成）

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- （1）理事及び監事の選任又は解任
- （2）理事及び監事の報酬等の額
- （3）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）事業計画及び収支予算の承認
- （5）事業報告並びに計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- （6）臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- （7）募金及び配分に関する事項

- (8) 定款の変更
 - (9) 解散
 - (10) 残余財産の処分
 - (11) 基本財産の処分
 - (12) 配分委員会委員の選任
 - (13) 社会福祉充実計画の承認
 - (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の場合において、議長は評議員会の決議について、議長として議決に加わることはできない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の定数）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事13名以上16名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の選任）

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、会長の命を受けてこの法人の常務を処理する。
- 4 会長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によつ

て解任することができる。

（１）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第２２条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第２３条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２ この法人に事務局長１名を置くほか、職員若干名を置く。

３ 事務局長及び職員は、会長が任免する。

第５章 顧問

（顧問）

第２４条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

２ 顧問は、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

３ 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に答える。

４ 任期については、役員の任期に準ずる。

第６章 理事会

（構成）

第２５条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第２６条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

（招集）

第２７条 理事会は、会長が招集する。

２ 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が、理事会を招集する。

（議長）

第２８条 理事会に議長を置く。

２ 議長は、その都度理事の互選とする。

（決議）

第２９条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の

過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議について、議長として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 配分委員会

（配分委員会）

第31条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

（配分委員の定数）

第32条 配分委員会の委員は、12名とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

（配分委員の選任）

第33条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の決議を経て選任する。

（配分委員の任期）

第34条 配分委員の任期は2年とする。ただし、補欠の配分委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員は、再任することができる。

（その他）

第35条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 部会及び委員会

（部会及び委員会）

第36条 この法人に、部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

第 9 章 共同募金委員会

（共同募金委員会）

第 37 条 この法人は、市区町村の区域などに、共同募金委員会を置く。

2 共同募金委員会に関する規程は、別に定める。

第 10 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 38 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）現金 3,000,000 円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第 39 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次に各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。

（1）独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（2）独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 40 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 41 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の

書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類
- (会計年度)

第43条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第44条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第45条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第46条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第11章 解 散

(解散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第12章 定款の変更

（定款の変更）

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄県知事に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

（公告の方法）

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人沖縄県共同募金会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なく、この定款にもとづき役員の選任を行うものとする。

会 長	具志堅	宗 精
副 会 長	平 川	先次郎
〃	当 銘	由 金
常務理事	親 川	富 蔵
理 事	安 里	芳 雄
〃	稲 泉	薫
〃	平 良	良 松
〃	新嘉喜	貴 美
〃	大 山	朝 常
〃	岡 村	顕
〃	比屋根	芳 清
〃	宮 城	常 敏
〃	幸 地	務
〃	嶺 井	政 治
〃	波 平	仁 吉
〃	我喜屋	良 一

	〃	高	良	文	雄
	〃	宮	里	悦	
監	事	久	手堅	憲	睦
	〃	親	川	栄	助
	〃	照	屋	林	賀

附 則

この定款は、厚生大臣の認可の日（昭和４７年１０月１日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成１３年７月１７日）から施行する。

附 則

この定款は、沖縄県知事の認可の日（平成１４年５月８日）から施行する。

附 則

この定款は、平成１５年３月１９日から適用する。

附 則

この定款は、平成１９年９月１２日から施行する。

附 則

この定款は、平成２２年１２月２４日から施行する。

附 則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

この定款は、平成２９年８月２８日から施行する。

附 則

この定款は、令和８年８月２６日）から施行する。